



発行 東京都

目次

44

規則

○東京都受動喫煙防止条例施行規則……………（福祉保健局保健政策部健康推進課）…

告示

○東京都受動喫煙防止条例による指定たばこの指定……………（福祉保健局保健政策部健康推進課）…

規則

東京都受動喫煙防止条例施行規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第九十五号

東京都受動喫煙防止条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、東京都受動喫煙防止条例（平成三十年東京都条例第七十五号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（第一種施設）

第三条 条例第二条第五号イに規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（専ら同法第

九十七条に規定する大学院の用途に供するもの及び条例第二条第五号ロに規定するものを除く。）及び同法第二百二十四条に規定する専修学校（専門課程を有するものに限る。）

二 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校

三 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第十六条第六号に規定する施設

四 二十歳未満の者が主として利用する教育施設として次に掲げるもの

イ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十三条第三項第一号に規定する児童福祉司又は児童福祉施設の職員を養成する施設及び同法第十八条の六第一号に規定する保育士を養成する施設

ロ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第二条第一項第一号及び第二号に規定する養成施設

ハ 理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第三条第三項に規定する理容師養成施設

ニ 栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）第二条第一項に規定する栄養士の養成施設

ホ 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十九条第二号に規定する保健師養成所、同法第二十条第二号に規定する助産師養成所、同法第二十一条第三号に規定する看護師養成所及び同法第二十二条第二号に規定する准看護師養成所

ヘ 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四十四号）第十二条第二号に規定する歯科衛生士養成所

ト 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）第五条第一項に規定する養護教諭養成機関、同法別表第一備考第二号の三及び第三号に規定する幼稚園、小

学校、中学校又は特別支援学校の教員養成機関並びに同法別表第二の二備考第二号に規定する栄養教諭の教員養成機関

チ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十九条第一項第二号に規定する

養成機関

- リ 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第五十五条第三項に規定する自動車整備士の養成施設（二十歳未満の者が主として利用するものに限る。）
- ヌ 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十条第一号に規定する診療放射線技師養成所
- ル 歯科技工士法（昭和三十年法律第六十八号）第十四条第二号に規定する歯科技工士養成所
- ヲ 美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）第四条第三項に規定する美容師養成施設
- ワ 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第十五条第一号に規定する臨床検査技師養成所
- カ 調理師法（昭和三十三年法律第四十七号）第三条第一号に規定する調理師養成施設
- ヨ 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三十七号）第十一条第一号に規定する理学療法士養成施設及び同法第十二条第一号に規定する作業療法士養成施設
- タ 製菓衛生師法（昭和四十一年法律第一百五号）第五条第一号に規定する製菓衛生師養成施設
- レ 柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第十二条第一項に規定する柔道整復師養成施設
- ソ 視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）第十四条第一号に規定する視能訓練士養成所
- ツ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十条第二項第一号に規定する養成施設
- ネ 臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第十四条第一号に規定する臨床工学技士養成所
- ナ 義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第十四条第一号に規定する義肢装具士養成所

ラ 救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第三十四条第一号に規定する救急救命士養成所

ム 言語聴覚士法（平成九年法律第三百二十二号）第三十三条第一号に規定する言語聴覚士養成所

ウ 独立行政法人国立青少年教育振興機構法（平成十一年法律第六十七号）第十条第一項第一号に規定する施設

エ 農業改良助長法施行令（昭和二十七年政令第四百八十八号）第三条第一号に規定する教育機関（二十歳未満の者が主として利用するものに限る。）

オ 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五百五十五条第一項第四号及び第二項第七号、第六十条第三号、第六十一条第二項、第六十二条並びに第七十七号第七号に規定する文部科学大臣が別に指定する教育施設（二十歳未満の者が主として利用するものに限る。）

カ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所及び同法第二条第一項に規定する助産所

キ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第四十五号）第二条第十二項に規定する薬局

ク 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設及び同条第二十九項に規定する介護医療院

ケ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第二十九条第一項に規定する難病相談支援センター

コ 施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師がその業務を行う場所をいう。）の用途に供する施設

ク 児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業（同条第五項に規定する居宅訪問型児童発達支援若しくは同条第六項に規定する保育所等訪問支援のみを行う事業又はこれらのみを行う事業を除く。）、同法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業、同条第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第三項に規定する子育て短期支援事業、同条第六項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第七項に規定する一時預かり事業及び同条第十三項に規定する病児保

育事業の用に供する施設、同法第七条第一項に規定する児童福祉施設並びに同法五十九条第一項に規定する施設（同法第六条の三第九項から第十二項まで及び同法第三十九条に規定する業務を目的とするものを除く。）

十一 母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第二十二条第二項に規定する母子健康包括支援センター

十二 法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第八条第一項に規定する少年院及び少年鑑別所

2 条例第二条第五号ロに規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一 学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校（高等課程又は一般課程（一般課程においては、二十歳未満の者が主として利用するものに限る。）を有するものに限る。）

二 学校教育法第三百三十四条第一項に規定する各種学校（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）第一条第一項第四号に掲げるものその他二十歳未満の者が主として利用するものに限る。）

三 児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業及び同条第十二項に規定する事業所内保育事業の用に供する施設並びに同法第五十九条第一項に規定する施設（同法第六条の三第九項、第十項及び第十二項並びに同法第三十九条に規定する業務を目的とするものに限る。）

四 就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園

（喫煙目的施設の要件）

第四条 条例第二条第七号に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 施設の屋内の場所の全部の場所を専ら喫煙をする場所とするものであること。

二 施設を利用する者に対して、たばこを販売する者によって、対面によりたばこを販売し、当該施設の屋内の場所において喫煙をする場所を提供することを主たる目的とし、併せて設備を設けて客に飲食をさせる営業（通常主食と認められる食事を主として提供するものを除く。）を行うものであること。

三 施設を利用する者に対して、たばこ又は専ら喫煙の用に供するための器具の販売（たばこの販売にあつては、たばこを販売する者によって、対面により販売している場合に限る。）をし、当該施設の屋内の場所において喫煙をする場所を提供することを主たる目的とするものであること（設備を設けて客に飲食をさせる営業を行うものを除く。）。

（特定屋外喫煙場所における受動喫煙を防止するために必要な措置）

第五条 条例第二条第十三号の規定による揭示は、標識に表示すべき事項を容易に識別できるようにするものとする。

2 条例第二条第十三号に規定する規則で定める受動喫煙を防止するために必要な措置は、次に定めるとおりとする。

一 喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること。

二 第一種施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること。

（飲食店等における標識の揭示）

第六条 条例第九条第二項の規定による揭示は、当該施設の屋内又は内部の場所に喫煙をすることができる場所がない旨を容易に識別できるようにするものとする。

（喫煙専用室の技術的基準）

第七条 条例第十二条第一項に規定する規則で定める技術的基準は、次に定めるとおりとする。

一 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、〇・二メートル毎秒以上であること。

二 たばこの煙（蒸気を含む。以下同じ。）が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。

三 たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。

2 第二種施設等の屋内又は内部が複数の階に分かれている場合であつて、専ら喫煙をすることができる場所が当該第二種施設等の一又は二以上の階の全部の場所である場合における条例第十二条第一項に規定する規則で定める技術的基準は、前項の規定にかかわらず、たばこの煙が専ら喫煙をすることができる階から喫煙をしてはならない階に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていることその他の喫煙をしては

ならない階へのたばこの煙の流出を防止するための適切な措置が講じられていることとする。

(喫煙専用室標識及び喫煙専用室設置施設等標識の揭示)

第八条 条例第十二条第二項又は同条第三項の規定による揭示は、喫煙専用室標識又は喫煙専用室設置施設等標識に記載された事項を容易に識別できるようにするものとする。

(喫煙目的室の技術的基準)

第九条 条例第十四条第一項に規定する規則で定める技術的基準は、次に定めるとおりとする。

- 一 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、〇・二メートル毎秒以上であること。
- 二 たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。
- 三 たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。

2 喫煙目的施設の屋内が複数の階に分かれている場合であつて、喫煙をすることができるところが当該喫煙目的施設の一又は二以上の階の全部の場所である場合における条例第十四条第一項に規定する規則で定める技術的基準は、前項の規定にかかわらず、たばこの煙が喫煙をすることができるところから喫煙をしてはならない階に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていることその他の喫煙をしてはならない階へのたばこの煙の流出を防止するための適切な措置が講じられていることとする。

(喫煙目的室標識及び喫煙目的室設置施設標識の揭示)

第十条 条例第十四条第二項又は同条第三項の規定による揭示は、喫煙目的室標識又は喫煙目的室設置施設標識に記載された事項を容易に識別できるようにするものとする。

(帳簿を備えることを要する喫煙目的室設置施設)

第十一条 条例第十四条第六項に規定する規則で定める施設は、第四条第二号又は第三号に掲げる要件に該当する施設とする。

(帳簿の記載事項)

第十二条 条例第十四条第六項に規定する規則で定める事項は、たばこ事業法（昭和五

十九年法律第六十八号）第二十二条第一項又は第二十六条第一項の許可に関する情報とする。

(喫煙目的室設置施設の営業に係る広告又は宣伝方法)

第十三条 喫煙目的室設置施設の管理権原者等は、その営業について広告又は宣伝をするときは、当該喫煙目的室設置施設が喫煙目的室設置施設である旨を明瞭かつ正確に表示するものとする。

(職員の身分を証す証票)

第十四条 条例第十七条第二項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記第一号様式による。

(適用除外)

第十五条 条例第十九条第一項第三号に規定する規則で定める場所は、次に掲げる場所とする。

- 一 旅客運送事業鉄道等車両又は旅客運送事業船舶の客室（宿泊の用に供する個室に限る。）の場所
- 二 宿泊施設の客室（個室に限る。）の場所（条例第十九条第一項第二号に規定する場所を除く。）

附則

(施行期日)

第一条 この規則は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第六条の規定 公布の日
- 二 第一条から第三条まで、第五条及び次条の規定 平成三十一年九月一日

(飲食店等における喫煙をすることができる場所の有無に関する標識の揭示)

第二条 条例附則第二条第二号により読み替えられた条例第九条第二項の規定による揭示は、当該施設の屋内又は内部の場所に喫煙をすることができる場所の有無を容易に識別できるようにするものとする。

(都指定特定飲食提供施設に関する特例)

第三条 条例附則第三条第一項の規定により読み替えられた条例第十二条第一項に規定

する規則で定める技術的基準は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 都指定特定飲食提供施設の屋内の場所の一部の場所を喫煙をすることができるところとして定める場合 次のいずれにも該当するものであること。

イ 出入口において、室外から室内に流入する空気の流れが、〇・二メートル毎秒以上であること。

ロ たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。

ハ たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。

二 都指定特定飲食提供施設の屋内の場所の全部の場所を喫煙をすることができるところとして定める場合 (その室外の場所が第二種施設等の屋内又は内部の場所にある場合に限り。) たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。

2 都指定特定飲食提供施設の屋内が複数の階に分かれている場合であつて、喫煙をすることができるところが当該都指定特定飲食提供施設の一又は二以上の階の全部の場所である場合における条例附則第三条第一項の規定により読み替えられた条例第十二条第一項に規定する規則で定める技術的基準は、前項第一号の規定にかかわらず、たばこの煙が喫煙をすることができるところから喫煙をしてはならない階に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていることその他の喫煙をしてはならない階へのたばこの煙の流出を防止するための適切な措置が講じられていることとする。

3 喫煙可能室標識及び喫煙可能室設置施設標識(以下この項において「喫煙可能室標識等」という。)は、当該喫煙可能室標識等に記載された事項を容易に識別できるように掲示するものとする。

4 条例附則第三条第三項に規定する規則で定める書類は、従業員への給料賃金の支払がないことを示す資料とする。

5 喫煙可能室設置施設の管理権原等は、その営業について広告又は宣伝をするときは、当該喫煙可能室設置施設が喫煙可能室設置施設である旨を明瞭かつ正確に表示するものとする。

6 喫煙可能室設置施設の管理権原者は、喫煙可能室を設置したときは、速やかに、別記第二号様式により、知事に、次に掲げる事項を届け出るものとする。

一 喫煙可能室設置施設(旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶(以下「旅客運送事業鉄道等車両等」という。))に所在するものを除く。)にあつては、当該喫煙可能室設置施設の名称及び所在地

二 喫煙可能室設置施設(旅客運送事業鉄道等車両等に所在するものに限り。)にあつては、当該喫煙可能室設置施設の名称及び当該喫煙可能室設置施設が所在する旅客運送事業鉄道等車両等の車両番号その他これに類する当該旅客運送事業鉄道等車両等を識別するための文字、番号、記号その他の符号

三 喫煙可能室設置施設の管理権原者の氏名及び住所(法人にあつては、喫煙可能室設置施設の管理権原者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

四 従業員がない旨

7 前項の規定により届出を行った喫煙可能室設置施設(次項において「届出施設」という。)の管理権原者は、前項各号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、別記第三号様式による届出書に変更の事実を証明することができるところを添えて、その旨を、知事に届け出るものとする。

8 届出施設の管理権原者は、喫煙可能室の場所を喫煙をすることができるところとしないうこととしたときは、遅滞なく、別記第四号様式により、その旨を、知事に届け出るものとする。

9 条例附則第三条第六項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記第五号様式による。(指定たばこ専用喫煙室に関する経過措置)

第四条 条例附則第四条第一項の規定により読み替えられた条例第十二条第一項に規定する規則で定める技術的基準は、次のとおりとする。

一 出入口において、室外から室内に流入する空気の流れが、〇・二メートル毎秒以上であること。

二 指定たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。

三 指定たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。

2 第二種施設等の屋内又は内部が複数の階に分かれている場合であつて、指定たばこのみの喫煙をすることができる場所が当該第二種施設等の一又は二以上の階の全部の場所である場合における条例附則第四条第一項の規定により読み替えられた条例第十二条第一項に規定する規則で定める技術的基準は、前項の規定にかかわらず、指定たばこの煙が喫煙をすることができる階から喫煙をしてはならない階に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていることその他の喫煙をしてはならない階への指定たばこの煙の流出を防止するための適切な措置が講じられていることとする。

3 指定たばこ専用喫煙室標識及び指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識（以下この項において「指定たばこ専用喫煙室標識等」という。）は、当該指定たばこ専用喫煙室標識等に記載された事項を容易に識別できるように掲示するものとする。

4 指定たばこ専用喫煙室設置施設等の管理権原者等は、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等の営業について広告又は宣伝をするときは、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等が指定たばこ専用喫煙室設置施設等である旨を明瞭かつ正確に表示するものとする。

5 条例附則第四条第四項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記第六号様式による。

（喫煙専用室等の技術的基準に関する経過措置）

第五条 第二種施設等又は喫煙目的施設（この規則の施行の際現に存する建築物又は旅客運送事業鉄道等車両等に所在するものに限る。）の屋内又は内部の場所に喫煙をすることができる場所を定めようとする場合であつて、当該第二種施設等又は当該喫煙目的施設の管理権原者の責めに帰することができない事由によつて当該場所において第七条第一項、第九条第一項、附則第三条第一項又は前条第一項に規定する技術的基準（以下この項において「一般的基準」という。）を満たすことが困難であるものに係る技術的基準は、これらの規定にかかわらず、たばこの煙を十分に浄化し室外に排気するために必要な措置を講ずることにより、一般的基準に適合した措置を講じた場合と同等程度にたばこの煙の流出を防止することができることとする。

2 前項に規定する措置を講じている喫煙専用室、喫煙目的室、喫煙可能室又は指定た

ばこ専用喫煙室（以下この項において「喫煙専用室等」という。）を設置した場合における条例第十二条第三項第二号、条例第十四条第三項第二号又は条例附則第三条第一項若しくは条例附則第四条第一項により読み替えられた条例第十二条第三項第二号に規定する規則で定める事項は、当該喫煙専用室等が前項に規定する措置を講じられていることとする。

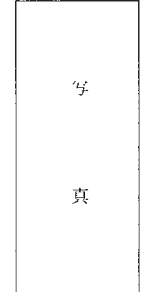
（準備行為）

第六条 附則第三条第六項の届出は、この規則の施行前においても行うことができる。

別記第1号様式(第14条関係)

表面

12cm



第 号

所 属 庁

氏 名

生年月日

年 月 日 発行

(使用期間一年)

東京都受動喫煙防止条例第十七条第二項の規定による立入検査証

8 cm

裏面

この証票を携帯する者は、東京都受動喫煙防止条例(平成三十年東京都条例第七十五号)により立入検査又は質問をする職権を行う者で、その関係条文は次のとおりである。

東京都受動喫煙防止条例抜粋
(立入検査等)

第十七条 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、特定施設等の管理権原者等に対し、当該特定施設等の喫煙禁止場所における専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備の撤去その他の受動喫煙を防止するための措置の実施状況に関し報告をさせ、又はその職員に、特定施設等に立ち入り、当該措置の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
写真面及び職員の証面には、所属庁の庁印を押すものとする。

第2号様式(別記第3条第6項関係)

※ 届出受理番号

喫煙可能室設置施設 届出書 (東京都)

殿

届出者

年 月 日

東京都受動喫煙防止条例施行規則別記第3条第6項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 喫煙可能室設置施設		①名称 (ふりがな)	〒 _____
		②-1所在地	(電話) _____)
		②-2車両番号等	
		③営業許可番号	
		④営業許可日	年 月 日
2 管理権原者		(ふりがな) ①氏名(法人にあっては、その名称) ②法人にあっては、その代表者の氏名 ③住所(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)	〒 _____ (電話) _____)
3 喫煙禁止飲食提供施設 設の要件		※別記第3条第2項に規定する従業員は、 <input type="checkbox"/> はい、 <input type="checkbox"/> いいえ。 (確認のうえ) □ にチェックを入れ、注意6に掲げる書類を添付してください。	
4備考			

(注意)

- ※印欄には、記載をしないこと。
- 1欄②は、②-1又は②-2のいずれかに記載すること。
- 2欄については、管理権原者が法人の場合には①②及び③欄に記載すること。それ以外の場合は④及び⑤欄に記載すること。
- 3欄の「条例別記第3条第2項に規定する従業員」とは、労働基準法(昭和29年法律第49号)第9条に規定する労働者(同法の親族のみを使用する事業又は事務所を使用される者及び家事使用人を除く)をいう。
- 4欄には、届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。
- 別記第3条第4項に規定する従業員への給料賃金の支払がないことを示す資料は、次に掲げるものとする(写し可)。
 - 直近の確定申告書(青色申告書又は白色申告書の給与計算書、白色申告書は収支内訳書の表紙)の写し(控務室の受付印又は電子申請等証明書のあるもの)。
 - 別業開始年月日当日が当該年であり確定申告を提出していない場合は、開業開始からの収支内訳書等収支振流の分かる資料
 - 同様の親族を使用する場合は、①又は②に加えて住民票及び運転免許証等の写し、公的証明書類等であることを証明する資料
 - 家事使用人を使用する場合は、①又は②に加えて雇用契約書等家事使用人であることを証明する資料
(日本工業規格A列4番)

第3号様式 (附則第3条第7項関係)

※ 変更届出受理番号

喫煙可能室設置施設 変更届出書 (東京都)

殿 年 月 日 届出者 ㊦

東京都受動喫煙防止条例施行規則附則第3条第7項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 喫煙可能室設置施設	①名称 (ふりがな)	〒
	②-1所在地 (電話番号)	(電話番号) — — —)
	②-2車両番号等	
	③営業許可番号	第 号
④営業許可日	年 月 日	
2 管理権原者	①氏名 (法人にあつては、その名称) (ふりがな)	
	②法人にあつては、その代表者の氏名 (ふりがな)	
	③住所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)	〒 — — (電話番号) — — —)
	④変更前	
3 内容変更	②変更後	
	③変更日	年 月 日
4 備考		

- (注意)
- ※印欄には、記載をしないこと。
 - 1欄及び2欄は、変更届出までの事項を記載すること。
 - 1欄②は、②-1又は②-2のいずれかに記載すること。
 - 2欄については、管理権原者が法人の場合には①②及び③欄に記載すること。それ以外の場合は①及び③欄に記載すること。
 - 4欄には、変更届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。(日本工業規格A列4番)

第4号様式 (附則第3条第8項関係)

※ 廃止届出受理番号

喫煙可能室設置施設 廃止届出書 (東京都)

殿 年 月 日 届出者 ㊦

東京都受動喫煙防止条例施行規則附則第3条第8項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 喫煙可能室設置施設	①名称 (ふりがな)	〒
	②-1所在地 (電話番号)	(電話番号) — — —)
	②-2車両番号等	
	③営業許可番号	第 号
④営業許可日	年 月 日	
2 管理権原者	①氏名 (法人にあつては、その名称) (ふりがな)	
	②法人にあつては、その代表者の氏名 (ふりがな)	
	③住所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)	〒 — — (電話番号) — — —)
	④廃止理由	
3 内容	②廃止日	年 月 日
	③廃止日	
4 備考		

- (注意)
- ※印欄には、記載をしないこと。
 - 1欄及び2欄は、廃止届出までの事項を記載すること。
 - 1欄②は、②-1又は②-2のいずれかに記載すること。
 - 2欄については、管理権原者が法人の場合には①②及び③欄に記載すること。それ以外の場合は①及び③欄に記載すること。
 - 4欄には、廃止届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。(日本工業規格A列4番)

(日本工業規格A列4番)

第5号様式(附則第3条第9項関係)

裏面	表面
<p>この証票を携帯する者は、東京都受動喫煙防止条例(平成三十年東京都条例第七十五号)により立入検査又は質問をする職権を行う者で、その関係条文は次のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">東京都受動喫煙防止条例附則抜粋</p> <p>第三条</p> <p>5 知事は、この条の規定の施行に必要な限度において、喫煙可能室設置施設の管理権原者等に対し、当該喫煙可能室設置施設の状態その他必要な事項に關し報告をさせ、又はその職員に、喫煙可能室設置施設に立ち入り、当該喫煙可能室設置施設の状態若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問をすることができる。</p> <p>6 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>7 第五項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>写真面及び職員の証面には、所屬庁の庁印を押すものとする。</p>	<p style="text-align: right;">12cm</p> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 80px; margin: 0 auto; text-align: center;">写真</div> <p>第 号</p> <p>所 属 庁</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日</p> <p>年 月 日 発行</p> <p>(使用期間一年)</p> <p style="text-align: center;">8 cm</p>

第6号様式(附則第4条第5項関係)

裏面	表面
<p>この証票を携帯する者は、東京都受動喫煙防止条例(平成三十年東京都条例第七十五号)により立入検査又は質問をする職権を行う者で、その関係条文は次のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">東京都受動喫煙防止条例附則抜粋</p> <p>第四条</p> <p>3 知事は、この条の規定の施行に必要な限度において、指定たばこ専用喫煙室設置施設等の管理権原者等に対し、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等の状態その他必要な事項に關し報告をさせ、又はその職員に、指定たばこ専用喫煙室設置施設等に立ち入り、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等の状態若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問をすることができる。</p> <p>4 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>5 第三項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>写真面及び職員の証面には、所屬庁の庁印を押すものとする。</p>	<p style="text-align: right;">12cm</p> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 80px; margin: 0 auto; text-align: center;">写真</div> <p>第 号</p> <p>所 属 庁</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日</p> <p>年 月 日 発行</p> <p>(使用期間一年)</p> <p style="text-align: center;">8 cm</p>

告示

●東京都告示第四百六十六号

東京都受動喫煙防止条例(平成三十年東京都条例第七十五号)附則第四条第一項の規定により知事が指定するたばこは、加熱式たばことする。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

附則

この告示は、平成三十二年四月一日から施行する。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号

郵便番号
113-0001

